

# 消費生活用製品安全法に 基づく適合性検査 お申し込みの手引き



2022年6月24日  
一般財団法人 日本品質保証機構

## 目次

I. はじめに	1
JQAについて	1
消費生活用製品安全法について	1
JQAの消費生活用製品安全法に基づく検査資格について	1
II. JQAの業務について	2
JQAの品目	2
データ活用について	3
申込者の権利と義務について	3
JQAの適合性検査業務に関する苦情および議申し立てについて	3
III. 手続きについて	4
Step 1: 申し込み	4
Step 2: 試験・検査	5
Step 3: 認証の決定	7
Step 4: 認証書の受領	7
IV. 製品への表示	8
V. 費用について	9
図一1: 適合性検査証明書受領までの流れ(ロット検査方式)	10
図一2: 適合性検査証明書受領までの流れ(型式検査方式)	11
図一3: 確認書受領までの流れ	12

## I. はじめに

### JQAについて

一般財団法人日本品質保証機構(JQA)は、1957年に当時の民法第34条に基づき財団法人として設立され、その後、公益法人制度改革関連三法により、2011年4月1日に一般財団法人に移行した法人です。

当機構は、主に手数料等の事業収入によって運営され、第三者試験・検査・認証等機関として事業を実施し、公平性・中立性を保持しています。

当機構概要および当機構の実施している認証、登録、試験等については当機構WEBサイト <https://www.jqa.jp> をご覧ください。

### 消費生活用製品安全法について

この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造、輸入および販売を規制するとともに消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、もって一般消費者の利益を保護することを目的として、1973年に制定されました。

対象となる消費生活用製品とは、一般消費者の生活の用に供される製品をいいますが、船舶、消火器具等、食品、毒物・劇物、自動車・原動機付自転車などの道路運送車両、高圧ガス容器、医薬品・医薬部外品・化粧品・医療器具など他の法令で個別に安全規制が図られている製品については、法令で除外しているものがあります。

詳しくは、経済産業省の消費生活用製品安全法のページをご覧ください。  
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.html>

### JQAの消費生活用製品安全法に基づく検査について

当機構は、消費生活製品安全法に基づく登録検査機関として携帯用レーザー応用装置の適合性検査を2001年2月8日から開始しました。

## II. JQAの業務について

当機構は、消費生活用製品安全法の申し込みをいただいた申込者の製品の技術基準に基づく評価を行い、適合と判断した場合に適合性検査証明書(または確認書)を発行いたします。

当機構は、届出事業者(製造事業者または輸入事業者)から申し込みを受け付けます。届出事業者に代わって申し込みをされる場合には、委任状も提出してください。

事業の届け出の方法につきましては、経済産業省の消費生活用製品安全法のページをご参照願ください。

次のような場合には、申込受付の拒否や適合性検査業務の実施の保留をすることがあります。

- ・申し込みが、当機構において対応することが技術的に困難なものであった場合。
- ・申し込みが、違法行為、公序良俗違反行為、反社会的な行為、その他当機構の業務遂行に支障を来す行為、またはその恐れのある組織・団体等からの申し込みに該当する場合。
- ・お客さまにおいて、資産、信用状態が悪化しまたはその恐れがある場合。
- ・当機構が必要と判断する供試品等をご提出いただけない場合。
- ・その他、申し込みについて当機構が不適切と判断した場合。

### JQAの試験品目

業務には以下の2つがあります。

#### (1)適合性検査業務

適合性検査(試験および検査)を実施し、適合性検査証明書を交付する業務をいい、次の2つの方式がある。

##### ・1号方式(ロット検査方式)

当該特別特定製品によって形成されたロットの中から、サンプリングによって抜き取った製品に対して試験を実施し、ロットの範囲の製品に対して証明書を交付する方式

##### ・2号方式(型式検査方式)

試験用の特別特定製品の試験および届出事業者の工場または事業場において検査を実施し、証明書を交付する方式

#### (2)同等確認

届出事業者が輸入しようとする特別特定製品の型式について、すでに他の届出事業者が交付を受けた証明書と同じ型式区分に属し、かつ、同一の製造事業者に係るものであることを確認し、確認した旨の書類を発行する業務をいう。

当機構が実施する品目は、当機構が消費生活用製品安全法第16条の登録を受けた経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令で定める区分に属する「携帯用レーザー応用装置」です。

「携帯用レーザー応用装置」とは、レーザー光(可視光線に限る)を外部に照射して文字ま

たは図形を表示することを目的として設計したものであって、携帯用のもののことをいいます。  
**令和2年11月6日公布「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」より抜粋**

「携帯用レーザー応用装置」とは、レーザー光(可視光線に限る)を拡散させずに外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものであって、携帯用のものをいう。

「携帯用」とは、容易に持ち運びできるものをいう。しかし、建物に設置されたコンセント等に電源コードを接続して使用するものや、建物や他の固定された機械・器具等に据え付けて使用するものは、「携帯用」に当たらず規制の対象とはならない。また、その装置が二次電池等の電源を自ら備えている場合のみならず、電源の供給元が容易に持ち運びできるようなものである場合は、規制の対象となる。

「可視光線」とは、波長がおおよそ400ナノメートルから700ナノメートルの光線のことをいう。

「外部に照射」とは、通常の使用状況において、レーザー光が外部に照射されることをいう。例えば、CDプレイヤーの読み取り装置やレーザープリンターに使用される光源のように、装置の外部にレーザー光が照射されないものにあつては、「外部に照射」に当たらず、規制の対象とはならない。

「拡散」とは、日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準4. 4に規定する条件を満たし、従来型のランプとして機能することをいう。そのため、従来型ランプの代替製品や、レーザーバックライト方式のプロジェクタは、規制の対象とはならない。

なお、日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準4. 4に該当し、規制の対象とならない製品にあつては、当該製品の見やすい箇所に、容易に消えない方法で、その旨を表示すること。

「文字又は図形を表示すること」には、レーザーポインターのように図形(点を含む)や文字等を表示することや、レーザー光を光源として映像等を表示することも含まれる。したがって、レーザー走査式のプロジェクタ、レーザー光を利用した網膜走査型のディスプレイ等についても、携帯用のものであれば規制の対象となる。

### データ活用について

当機構は、消費生活用製品安全法に基づく適合性検査業務において、他機関が作成した試験報告書などの試験データの活用を行いません。

### 申込者の権利と義務について

申込者の権利と義務については、申込書の「消費生活用製品安全法申込書ご了承事項」に記述していますので、ご確認ください。

### JQAの適合性検査業務に関する苦情および異議申し立てについて

申込者等からの適合性検査全般に対する苦情、認証の決定に関する異議申し立て、あるいはその他の利害関係者からの苦情等については、当機構は、規定に基づき誠意をもってこれに対応いたします。

なお、異議がある場合には、事由が発生した日から45日以内に当機構へ文書にてお申し出ください。当機構は申立てを受理した日より3ヵ月以内に回答いたします。

#### 【ご参考】

法	消費生活用製品安全法
政令	消費生活用製品安全法施行令
省令	消費生活用製品安全法施行規則 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令 経済産業省関係特定保守製品に関する省令 消費生活用製品安全法施行令第14条第2項に基づく都道府県又は市の報告に関する省令

### Ⅲ. 手続きについて

お客さまが当機構に消費生活用製品安全法に基づく適合性検査を申し込みしてから、証明書を取得されるまでの流れは、10 ページから 12 ページの図-1～図-3 にご案内いたします。ロット検査方式による適合性検査証明書取得の流れは、図-1 をご覧ください。型式検査方式による適合性検査証明書取得の流れは、図-2 をご覧ください。確認書を取得されるまでの流れは、図-3 をご覧ください。

#### Step 1: 申し込み

「消費生活用製品安全法申込書」にご記入いただき、下記まで郵送、メールあるいはファックスにて送付してください。

「消費生活用製品安全法申込書」は、当機構ホームページからご入手ください。

[http://www.jqa.jp/service\\_list/safety/action/application/psc.html](http://www.jqa.jp/service_list/safety/action/application/psc.html)

申込書の送付にあわせて、以下の書類も送付してください。

必要書類	ロット検査方式	型式検査方式	同等確認
消費生活用製品安全法申込書	○	○	○
消費生活用製品安全法関係申込内容	○	○	○
型式区分表	○	○	○
構造、材質および性能の概要	○	○	○
検査設備リスト	—	○	—
工場検査質問票	—	○	—
製造工場までの地図等	—	○	—
委任状	※	※	※
該当する証明書の写し、同意書	—	—	○
回路図および実装図	○	○	—
事業届出書の写し	○	○	○
損害賠償責任保険加入の写し	○	○	○

備考： ※ 委任状は申込者の代理人を通じて申し込みを行う場合に限る。

#### 送付先：

一般財団法人 日本品質保証機構 安全電磁センター営業課

F a x : 042-679-0170

E-mail : [jtp-safety-cstm@jqa.jp](mailto:jtp-safety-cstm@jqa.jp)

T e l : 042-679-0246

住 所 : 〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-4-4

または、

一般財団法人 日本品質保証機構 北関西試験センター営業課

F a x : 072-728-6848

E-mail : [kita-customers@jqa.jp](mailto:kita-customers@jqa.jp)

T e l : 072-729-2244

住 所 : 〒562-0027 大阪府箕面市石丸 1-7-7

なお、適合性検査の評価上、追加資料が必要な場合には当機構よりご連絡しますので、ご提出ください。



## Step 2: 試験・検査 試験

### (1) 適合性検査

製品試験は、「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」別表第1に定める「携帯用レーザー応用装置」に係る基準に基づき実施いたします。

#### 「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」別表第1抜粋

- 1 (1) レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの(外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものと及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。)にあつては、日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準3. 18クラス1レーザー製品又は3. 21クラス2レーザー製品であること。
- (2) (1)のもの以外のものにあつては、日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準3. 18クラス1レーザー製品(その放出持続時間が4. 3e)時間基準3)を満たすものに限る。)であること。
- 2 出力安定化回路を有すること。
- 3 (1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるものにあつては、レーザー光の放出状態を維持する機能(ただし、手動により維持する場合を除く。以下「放出状態維持機能」という。)を有さないこと。
- (2) (1)のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。
- 1 レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界(日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準4. 3クラス分けの規則に示されたものをいう。)を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。
- 2 使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。
- 4 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。
- (2) 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては○3の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のものうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては○1及び○2の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの(日本産業規格C6802(2014)レーザー製品の安全基準3. 18クラス1レーザー製品(その放出持続時間が4. 3e)時間基準3)を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。))にあつては○2の注意事項を表示することを要しない。
- 1 レーザー光をのぞきこまない旨
- 2 レーザー光を人に向けない旨
- 3 子供に使わせない旨

なお、ロット検査方式による適合性検査業務の申し込みがあったときは、当機構の職員が申込者の製品保管場所に出向き、抜き取りを実施いたします。（この場合、抜き取りのための出張にかかわる旅費については、当機構の規程に基づき申込者へ請求いたします。）抜き取り数は次のとおりとし、抜き取った全数に対して試験を実施します。

ロットの大きさ(台)	抜き取り数(台)
2～50	2
51～500	3
501～35000	5
35000を超える	8

試験の結果、技術基準に対して不適合があった場合には、当機構の試験実施部署担当者が申込者に連絡いたします。

申込者から改善品再試験の依頼があった場合には、必要な再試験を実施いたします。

## (2) 同等確認

当機構の試験実施部署の担当者は、申込内容に基づき、提出されたサンプルおよび資料によって、すでに発行された適合性検査証明書と同じ型式区分に属し、かつ、同じ製造事業者によるものであることを確認いたします。

## 検査

工場検査は、「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」別表第3に定める「携帯用レーザー応用装置」に係る検査設備の基準および別表第4に定める品質管理に係る基準に基づき、届出事業者の工場または事業場に訪問して実施いたします。

「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」別表第3抜粋

検査設備	検査設備の基準
電圧試験設備	電圧計(測定精度が1ミリボルト以上で、10ボルトまで測定することができるもの)を備えていること。
波長試験設備	波長測定装置(波長計(レーザー光の種類がパルスのものである場合にあっては分光計)であつて、測定精度が1ナノメートル以上で、かつ、400ナノメートル以上700ナノメートル以下の波長を測定することができるもの)を備えていること。
光パワー試験設備	光パワーメータ(400ナノメートル以上700ナノメートル以下の波長を測定することができるものであつて、測定精度が10ナノワット以上で、かつ、10ミリワットまで測定することができるもの。ただし、レーザー光の種類がパルスのものである場合にあっては、パルスの周波数に相当する感度を有しているもの。)を備えていること。



「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」別表第4

品質管理に関する事項	基準
製品検査	製品の検査に関する規程が整備され、それに基づき検査が適切に行われていること。
検査設備管理	検査設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき検査設備の管理が適切に行われていること。
資材の受入れ及び製造管理	資材の受入れ及び製造の管理に関する規程が整備され、それに基づき資材の受入れ及び製造の管理が適切に行われていること。
製造設備管理	製造設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき製造設備の管理が適切に行われていること
組織及び責任と権限	品質に影響する業務を管理し、実行し、又は検証する役職者の責任及び権限の分担が明確にされていること。

工場検査の結果、検査要求事項に対して不適合があった場合には、当機構の検査実施部署担当者が申込者に連絡いたします。

申込者から改善の申込があった場合には、必要な再検査を実施いたします。

### Step 3: 認証の決定

試験・検査結果の検証の後に、当機構認証実施部署にて認証の決定を行います。

### Step 4: 適合性検査証明書(または確認書)の発行

認証の決定にて適合と判定した場合に、当機構は適合性検査証明書(または確認書)の発行をいたします。適合性検査証明書(または確認書)は、申し込みに係る費用の請求書と併せてお送りいたします。

なお、試験成績書は、有料です。申し込みのない場合は、試験成績書の発行はいたしません。

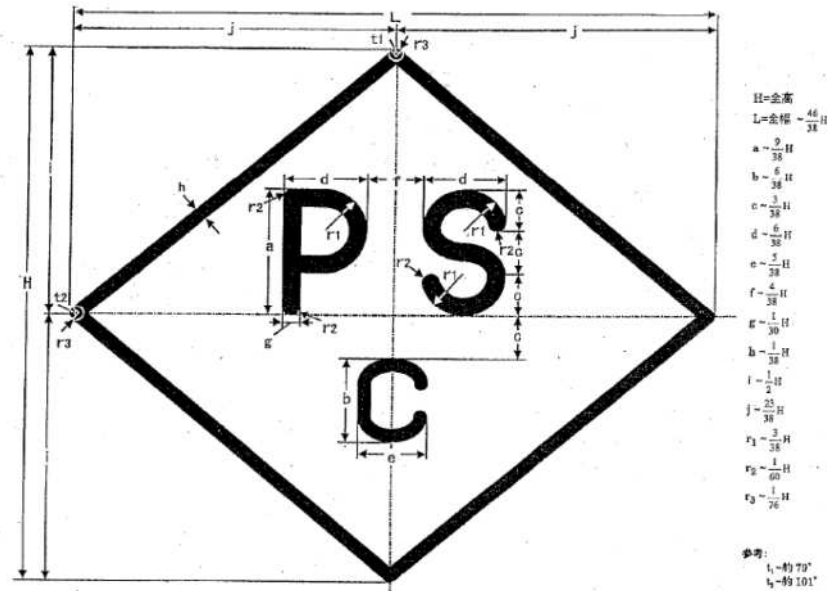
### \* 申込内容の変更・取り下げについて

当機構による申込受領後に、申込内容の変更・取り下げを希望する場合は、速やかに当機構にご連絡ください。

IV. 製品への表示

当機構にて適合性検査証明書(または確認書)を取得すると、製品の検査記録を保存する義務を履行することで、製造または輸入をすることができます。なお、販売または販売の目的のために陳列するには、PSC マーク (Product Safety Consumer マーク) を付さなければなりません。

PSC マーク



なお、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令別表第1にも製品への表示要求事項がありますのでご注意ください。

## V. 費用について

消費生活用製品安全法に関する代表的な製品の費用を例示いたします。その他の製品またはレーザー光の条件の違いによる費用については、個別にお見積りいたしますので、当機構までお問い合わせください。

### 費用の例示(消費税は含まれておりません)

製品: レーザーポインタ

条件: 点、赤色、連続波、光源が1つの場合

#### (1) ロット検査方式(ロット数が2~50)の場合

試験料金	¥254,080
抜き取り料金	¥30,000 + 出張にかかわる旅費
適合性検査証明書料金	¥60,000

注)・出張にかかわる旅費は、当機構の規程に基づき算定いたします。

・試験成績書の発行には別途費用がかかります。上記料金には含まれておりません。

#### (2) 型式検査方式の場合

試験料金	¥158,800
工場検査料金	¥150,000 + 出張にかかわる旅費
適合性検査証明書料金	¥60,000

注)・改善による追加試験料金は含まれておりません。

・出張にかかわる旅費は、当機構の規程に基づき算定いたします。

・試験成績書発行には別途費用がかかります。上記料金には含まれておりません。

\* 消費生活用製品安全法のお申し込みを途中で取り下げる場合には、それまでにかかった費用を請求いたします。

適合性検査証明書取得までの流れ(ロット検査方式)

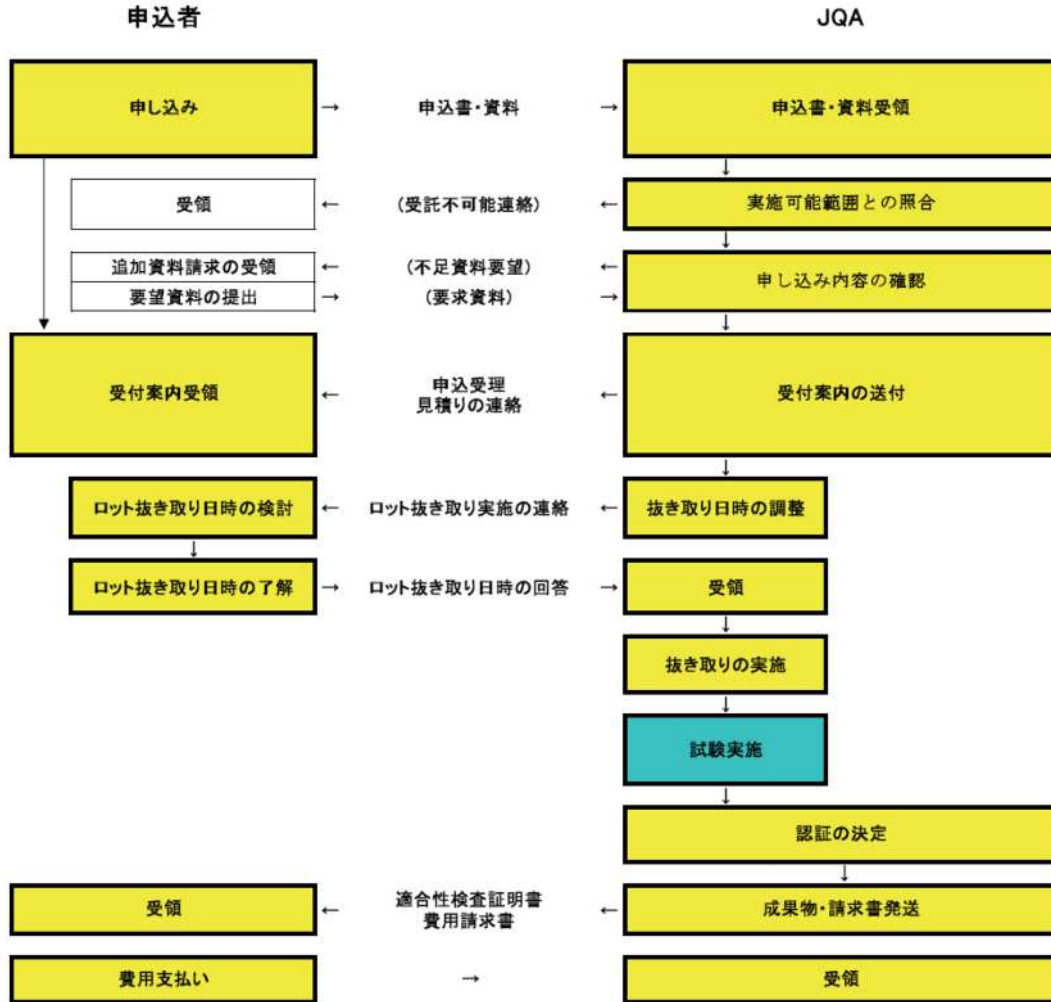


図-1

適合性検査証明書受領までの流れ(型式検査方式)

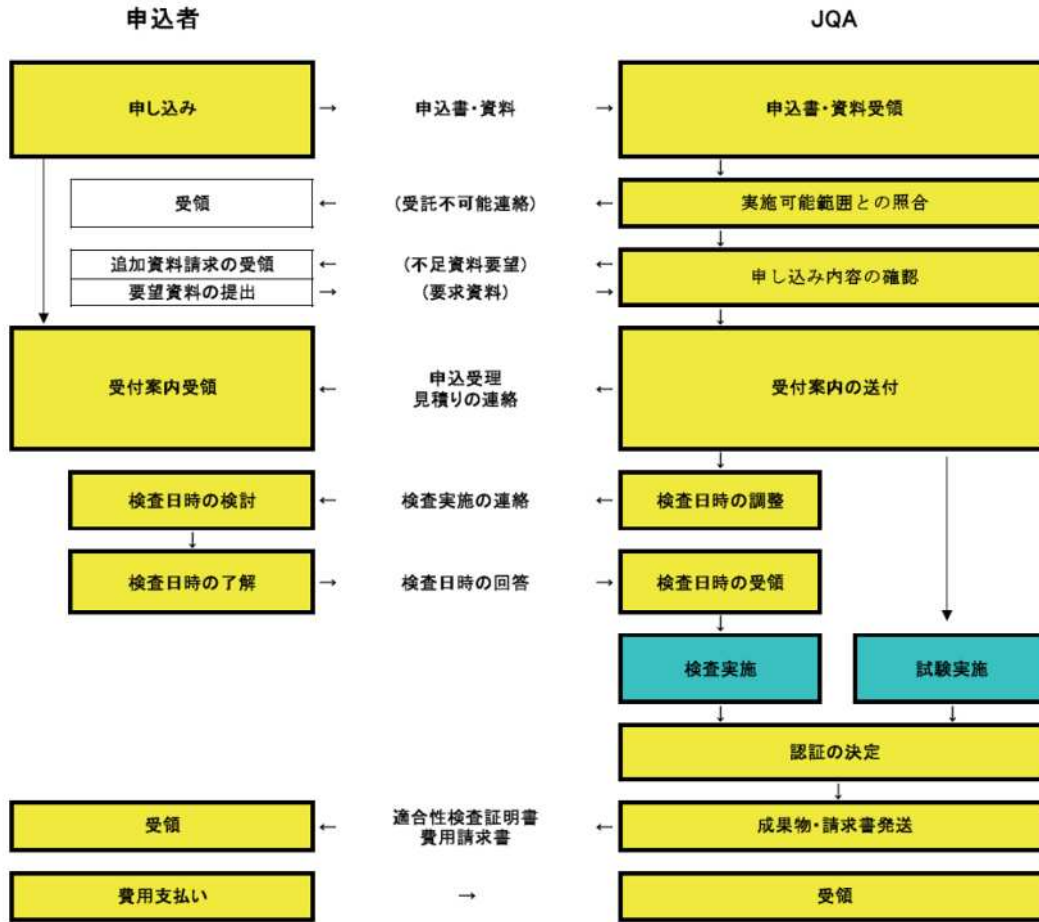


図-2

確認書受領までの流れ

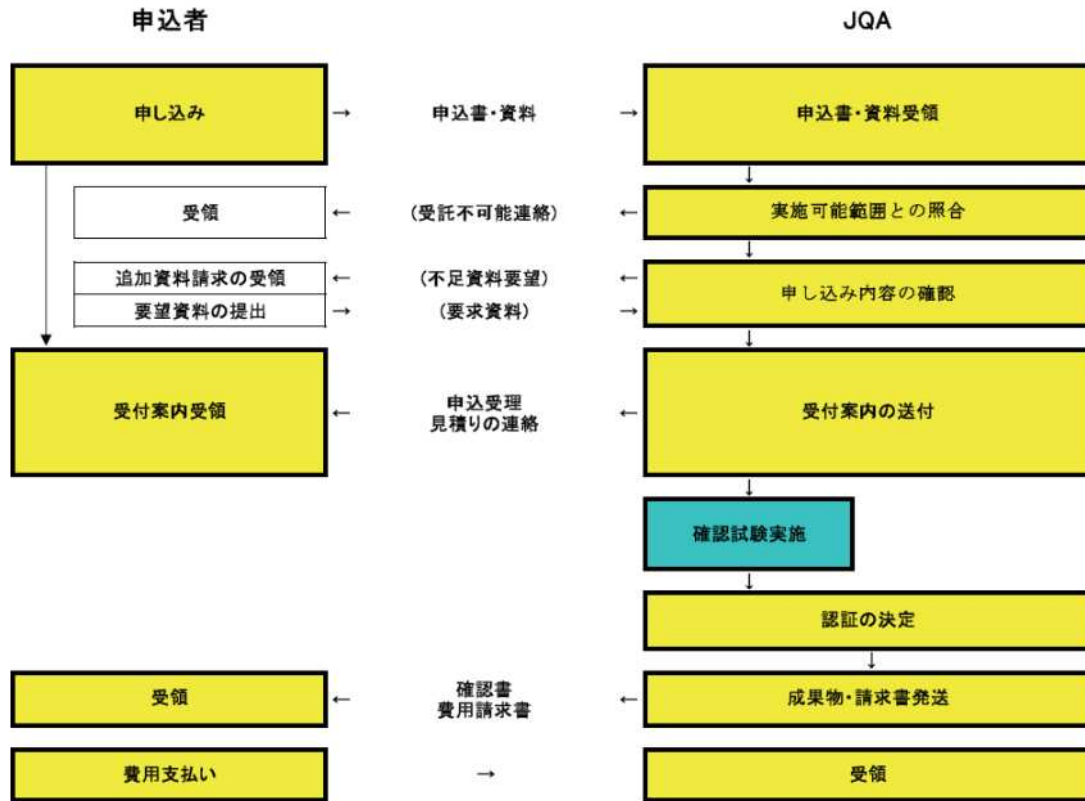


図-3